

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア	所在地	横手市大森町字菅生田245-34
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

1 施設の概要

設置目的	利用者一人ひとりが豊かでやすらぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域及び世代間の交流、健康増進や生きがい活動の拠点として、多様なサービスを提供する。													
県の施策上の施設の位置付け	なし													
設置年	1988年	経過年数	38年	目標使用年数	60年	残年数	22年	施設面積	11,113.40㎡					
施設の設置状況	コミュニティセンター、屋内運動広場、プール 等													
県内類似施設	貸館：横手市交流プラザ（横手市）運動施設：横手市体育館（横手市）貸館：かまくら館（一般社団法人横手市観光協会／横手市）保養施設：横手駅前温泉ゆうゆうプラザ（横手市）					東北各県類似施設		岩手県立福祉の里センター（岩手県）						
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	利用者の安全に配慮し、計画期間中は機能維持のための修繕を実施しつつ、必要に応じて方針の見直しを行う。												
料金制	利用料金併用制	主な料金設定		別紙による										
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間							・休館日／毎週月曜日	・開館時間／午前9時～
指定管理業務の内容	①使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務②施設及び設備の維持管理に関する業務③施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務					自主事業の内容		①活き活き学園の各種教室 ②親子創作チャレンジ教室						
サウンディング実施対象	○	年間利用者数（人）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	年間利用収入（千円）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
			38,626	47,656	52,512	51,939	55,977		17,149	20,942	21,346	24,323	24,803	
収支決算（千円）	項目		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析						
	収入	利用料収入	17,149	20,941	21,346	24,323	24,803	年間利用者数	休憩・宿泊併せて120名ほど減少したが、屋内プールは800名ほど増加した。プール増加の理由として令和6年度はボイラーの不具合により1か月半ほど休業したが、7年度は通年営業できたことによる。					
		指定管理料	139,507	139,507	139,507	139,507	146,039							
		その他収入	785	748	3,805	6,649	5,200							
		合計	157,441	161,196	164,658	170,479	176,042							
	支出	人件費	62,381	62,240	66,740	73,238	70,999	収支決算	休憩・宿泊で利用者数が減少したが、令和7年度より利用料金を増額改定したため全体的に収入が増加した。					
		光熱水費	41,509	47,012	43,846	52,320	52,415							
		修繕費	6,286	9,131	8,262	5,452	7,484							
		委託料	15,703	19,489	19,225	16,289	22,929							
		その他支出	26,638	29,761	28,192	29,102	25,181							
合計	152,517	167,633	166,265	176,401	179,008									
収支差		4,924	▲ 6,437	▲ 1,607	▲ 5,922	▲ 2,966								

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア	所在地	横手市大森町字菅生田245-34
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標					
目標・実績	目標の内容	利用者数 55,200名			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	49,000	53,600	55,200	
	実績	52,512	51,939	55,977	
	達成率	107.2%	96.9%	101.4%	令和6年度はボイラーの不具合により屋内プールを1か月半ほど休業したが、7年度は通年営業できたことにより利用者が増加した。
具体的な取組とその効果	ボイラー等必要な設備の不具合に迅速に対応し、利用者サービスの継続に努めた。				
次年度の目標	目標の内容	利用者数 53,100名			
	設定の根拠	設備が老朽化しており、設備の不具合により休業する恐れがあるため前年より少なくした。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	前年度並の利用料収入を維持しつつ、目標利用者数を上回ることができた。		
	県所管課	A	施設の老朽化が著しい中、設備の不具合に対して迅速に対応し、利用者サービスの継続に努め、目標を達成できている。		

3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	76	85	81	施設の設備や利用料金や利用方法において満足度が低下し、4%の減となった。
	具体的な取組とその効果	設備等に対する利用者のご要望に対して迅速に対応し、利用者サービスの向上に努めた。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	利用者のご要望にできるだけ対応するよう心掛け、より良いサービスを提供した。		
	県所管課	A	利用者満足度について、昨年度より下がってはいるが、寄せられた要望に対して迅速に対応し、更なるサービスの向上に努めている。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア	所在地	横手市大森町字菅生田245-34
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課	
	管理運営体制	サービス向上				
モニタリング項目	① 職員の配置状況		事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A	
	② 職員の勤務実績		事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A	
	③ 職員の処遇等		職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A	
	④ 施設等の適切な管理		事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	B	B	
	⑤ 備品の適切な管理		備品の紛失・損傷はないか 等	A	A	
	⑥ 個人情報の保護		個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A	
	⑦ 安全・安心の確保		事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A	
	⑧ 経費の低減・収入の増加		経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A	
	⑨ 健全な経営		指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A	
	サービス向上	① 開館日・開館時間等		事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施		事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可		事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客		丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信		ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
⑥ 利用者の相談・意見・苦情			ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
⑦ 課題への対応			利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A	

<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）
	指定管理者	A	法令遵守に努め、利用者の快適性と安全性に重点を置いて運営してきた。また従事する職員に対する対応も労働基準法や労働安全衛生法等の法令に則って対応した。法人のホームページや各種情報誌や新聞等を利用し、施設のPRを行った。
県所管課	A	指定管理業務について、適正に実施されている。建物や設備の老朽化が進んでいることから、引き続き、設備の不具合に迅速に対応し、利用者の快適性と安全性に重点を置いた施設運営に努めてもらいたい。	

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア	所在地	横手市大森町字菅生田245-34
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	県所管課	長寿社会課 調整・長寿社会推進チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	地域・世代間交流や生きがいがづくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいがづくりの創出に寄与している。
施設運営の課題	建設から38年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。
今後の方向性	施設の安定運営に必要な修繕を実施しながら、利用者の増加を目指す。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和5年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が増加しており、定期的なイベントが開催されていることや、地元住民の利用価値が高いことが推察され、評価できる。 ・感染症や自然災害が発生した際を見据えたBCP(業務継続計画)を策定していることは評価できる。様々な激甚災害等が発生している最近の状況を踏まえ、引き続き状況に即した見直し等を進めていただきたい。 ・経費低減策と利用者確保のバランスについて検討が必要と考える。支出を抑えたいことは理解できるが、同時に利用者確保に向けた新たな仕掛けや取組についても検討が必要と考えられ、また、ニーズに応える設備投資についても検討し、積極的に実施することについても検討が必要と考える。 ・厳しい収支も見られることから、経営改善について検討が必要と考える。ユーティリティコストの上昇分を現行の指定管理料の範囲でどのように対応するのか検討が必要と考えるが、指定管理料のみならず、魅力的なイベント開催等による更なる誘客に努めて、利用料収入の更なる増加へ向けた取組も進める必要がある。
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進は、間接的にあらゆる面で効果をもたらしていると感じており、対象地域の医療費低減にも繋がっている可能性も考えられることから、取組を継続していただきたい。 ・将来の人口減少に伴う利用者減が見込まれることから、将来性が低い施設と感ずることから、施設の今後のあり方について検討が必要と考える。 ・施設の老朽化への対応について検討が必要と考える。県や関係市町村の支援が可能なを含めた検討や、設備導入等に関して緊急度を踏まえ優先順位を整理した「設備投資計画」等の策定も必要ではないかと考える。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和5年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用者ニーズに応じた営業形態や、創意工夫ある講座の開設、利用価値を高めるイベントの開催を検討する。また、新たな利用者の獲得を図るための広報活動を充実させ、収益向上のための施策を積極的に進める。 ・自然災害や感染症などの緊急事態への対応とした事業継続計画（BCP）の定期的な見直しと地域との連携を推進し、組織体制の強化を図る。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進活動については、老人福祉総合エリアの設置目的となっており、この目的の達成に向け、引き続き高齢者の健康増進に繋がるような事業が展開されるよう、指定管理者に働きかけていきたい。 ・今後の施設のあり方については、施設の利用状況等を踏まえながら、適切に検討していく。 ・施設老朽化への対応については、修繕の優先順位等を考慮して策定した「あきた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、県全体としての修繕の優先順位の整理については、この協議の中で整理されるものと考えている。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き利用者の獲得を図るための広報活動に取り組み、利用者数が目標数を上回った。 ・事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを行うとともに、地域との連携による事業を推進した。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進活動については、卓球や太極拳等の健康教室などの事業が展開されており、高齢者の健康増進に繋がる活動を継続している。引き続き、健康増進、生きがいがづくりの拠点として、多様なサービスを提供できるよう、指定管理者と連携して活動を進めたい。 ・施設のあり方については、関係各所と連携を取りながら、検討をしているところである。 ・施設の修繕及び老朽化への対応については、「あきた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、計画的な修繕ができるよう関係機関と協議を図っていくが、必要性、緊急性等を踏まえて優先順位を精査しながら、今後も取り組んでいきたい。

○秋田県南部老人福祉総合エリア条例

平成十七年七月八日
秋田県条例第六十五号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するため、秋田県南部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四に設置する。

(平二三条例一五・令六条例一七・一部改正)

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場

(平二六条例四三・全改、令六条例一七・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて[第二条各号](#)に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から、[別表](#)に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料にあつては、これを発行するときに徴収する。
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(平二三条例一五・平二九条例五三・令六条例一七・一部改正)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(令六条例一七・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(令六条例一七・旧第八条繰上)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 [第二条各号](#)に掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2 [前条](#)の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における[第二条各号](#)に掲げる施設の使用についての[同条](#)及び[第三条](#)の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平二三条例一五・一部改正、令六条例一七・旧第九条繰上・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、[前条第二項](#)の規定により読み替えて適用される[第三条](#)に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

(令六条例一七・旧第十条線上)

(利用料金の收受)

第十条 [第七条](#)の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて[第二条各号](#)に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、[第四条](#)から[第六条](#)までの規定は、当該使用者については、適用しない。

(平二九条例五三・一部改正、令六条例一七・旧第十一条線上・一部改正)

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、[前項](#)の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、[同項](#)の承認をしなければならない。

一 [別表](#)の規定を基準として定められていること。

二 [第八条第一項各号](#)に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、[第一項](#)の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、[第一項](#)の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供するように努めなければならない。

(平二九条例五三・一部改正、令六条例一七・旧第十二条線上・一部改正、令七条例二・一部改正)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(令六条例一七・旧第十三条線上)

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(令六条例一七・旧第十四条線上)

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令六条例一七・旧第十五条線上)

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(令六条例一七・旧第一項・一部改正)

附 則(平成二三年条例第一五号)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「高齢者を入所させて養護し、及び」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の前にした秋田県南部老人福祉総合エリアの軽費老人ホームの使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成二六年条例第四三号)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例(平成二十九年秋田県条例第五十三号)の施行の日の前日までの間に限り、この条例の施行の前日に徴収した老人専用マンションの入居一時金の還付額については、なお従前の例による。

(平二九条例五三・一部改正)

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二九年条例第五三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア条例(以下「改正後の条例」という。)第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 改正後の条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に老人専用マンションの使用を開始する者について適用する。
(平三一条例一四・一部改正)
- 4 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県南部老人福祉総合エリア条例別表第一第三号の表一人用居室長期使用の場合の項又は同表二人用居室長期使用の場合の項の規定の適用を受けていた者のこの条例の施行の日以後の老人専用マンションの使用に係る月額使用料については、これらの者をそれぞれ改正後の条例別表第二第一号の表一人用居室Aの項又は同表二人用居室Aの項の規定が適用される者とみなしてこれらの規定(月額使用料に係る部分に限る。)を適用する。
(平三一条例一四・追加)
(秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 5 秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例(平成二十六年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略
(平三一条例一四・旧第4項繰下)
附 則(平成三十一年条例第一四号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
附 則(令和六年条例第一七号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
(秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例の廃止)
- 2 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例(平成三年秋田県条例第三十号)は、廃止する。
附 則(令和七年条例第二号)
この条例は、令和七年四月一日から施行する。
附 則(令和七年条例第二〇号)
この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 別表(第四条、第十一条関係)
(平二三条例一五・平二六条例四三・平二八条例三七・平二九条例五三・平三一条例一四・一部改正、令六条例一七・旧別表第一・一部改正、令七条例二〇・一部改正)
- 一 コミュニティセンター
(一) 施設使用料

区分		使用料の額
会議室		一時間につき 一、四六〇円
研修室		一時間につき 一、四六〇円
視聴覚室		一時間につき 一、四六〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、三二〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、六六〇円
	一般	一人一泊につき 三、六一〇円

備考

- 一 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	三、〇五〇円
スライド用映写機	六六〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六六〇円
ビデオテープレコーダー	六六〇円

(三) 休憩使用料

区分	使用料の額	
小学校児童	一人一回につき 三三〇円	
一般	一人一回につき 六八〇円	
回数券(六回券)	小学校児童	一、六九〇円
	一般	三、三八〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場及び屋内温水プール

区分	使用料の額	
屋内運動広場	一面一時間につき 四八〇円	
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二三〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 四〇〇円
	一般	一人一回につき 五六〇円
屋内温水プール回数券(六回券)	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、一三〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、九七〇円
	一般	二、八二〇円

備考

- 一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 この表における「小学校児童」、「中学校生徒」及び「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 四 この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。